

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 サイプレスガーデンホテル(以下「当ホテル」という。)がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は契約に基づきのもをいふ、以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとする。

2 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをなさうとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名および電話番号
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 お客様が、宿泊前に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、宿泊に際しては当ホテル宿泊約款を契約内容として適用させていただきます。またインターネットサイトからの宿泊申し込みに関しては、当ホテル宿泊約款に加え、各サイトの利用規約も適用させていただきます。

ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定による宿泊契約が成立したときは、宿泊開始(3日を超えないとき)は3日間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第11条の規定を適用する事象が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの順に返還します。

4 第3項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失ふものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを要しなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款に不相当なとき。
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする方が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする方が、次のイからロに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- ロ 前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前号目の者みなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これらの組織に關与していると思われる者。
- ハ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。また、それに準ずる団体や組織に關与していると思われる者。
- ニ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるものとき。
- ホ 刑事手配による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決があったとき。
- ヘ 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれらに類する行為があったとき。
- ト 過去に当ホテルに対して代金支払い遅延などトラブルがあったとき。
- チ その他、上記イ～トに準ずる事由があるとき。

- (5) 宿泊しようとする方が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に際し暴力団員が関与し、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする方が賠償を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号、以下「障害者差別解消法」という。))第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。
- (8) 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする方が飲酔し、又は行動が著しく異常で、他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行動をしたとき、及びその他他都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
- (11) 宿泊しようとする方が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (12) 旅館業法第5条ならびに名古屋旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする方は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、お客様がその真実に準ずべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金を支払うべき事由)に指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けました。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に定めるに当たつて、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金を支払義務として、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、お客様が承諾をしない宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約をお客様により解除したものとみなし処理することができます。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) お客様が宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) お客様が当ホテルに対して、ご利用代金のお支払いをいただかなかつたとき、あるいは遅延したとき。

(3) お客様が宿泊契約の締結時に虚偽の申請をしたとき。

(4) 宿泊されるお客様が次のイからロに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- ロ 前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前号目の者みなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これらの組織に關与していると思われる者。
- ハ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。また、それに準ずる団体や組織に關与していると思われる者。
- ニ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるものとき。
- ホ 刑事手配による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決があったとき。
- ヘ 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれらに類する行為があったとき。
- (5) その他、上記(2)～(4)に準ずる事由があるとき。
- (6) 宿泊されるお客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。
- (7) 宿泊されるお客様が特定感染症の患者等であるとき。
- (8) 宿泊に際し暴力団員が関与し、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊されるお客様が賠償を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号、以下「障害者差別解消法」という。))第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。
- (9) 宿泊されるお客様が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であつて他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (10) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊されるお客様が飲酔し、又は行動が著しく異常で、他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行動をしたとき、及びその他他都道府県条例の規定する場合に該当するとき。
- (12) 憲章で定められた、消防設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に違反したとき。
- (13) 旅館業法第5条ならびに名古屋旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいたしません。

3 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償しません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊されるお客様は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 お客様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、住所及び電話番号(連絡先を含む)
(2) 日本国内に住所を有しない外国人には、国籍及び旅券番号
(3) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等日本円に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後2時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を定め、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項を除く時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合にはホテルが定める延長時間内の利用と追加料金を申し受けず。

(利用規則の遵守)

第10条 お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はホームページ、備付パンフレット、各所の掲示、客室内インフォメーション等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:
 - イ 門限 正面玄関 24時間
 - ロ フロント 24時間
 - ハ キャッシャー 24時間
- (2) 飲食等サービス時間: レストラン「ヴェルジェ」
 - イ 朝食 午前7時～午前10時
 - ロ 昼食 午前11時30分～午後2時
 - ハ 夕食 午後5時30分～午後9時

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は日本円が認められた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行つていただきます。

3 当ホテルにお客様に客室を提供し、使用が可能になつたのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2 当ホテルは、防災施設の整備に努めほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 お客様がフロントにお預けになつた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルの種類の種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを預けたこと、又は、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 お客様が、当ホテル内にお預けになつた物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けになつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告を求めたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 客室の手荷物が、宿泊し先立つて当ホテルに到着した場合は、その到着前当ホテルが了解したときに限つて責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会との連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合又は所有者が判断しないときは、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3日経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、たばこ、雑貨等は即日処分いたします。

3 前2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては別表第2項の規定に準ずるものとします。

(客室の清掃)

第17条 お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊する場合は、当該客室の清掃は原則として毎日行います。

2 お客様が清掃不要である旨の要望を受けた場合であっても、衛生環境保全のため、3日経過ごとに1回清掃を行います。ただし当ホテルが必要と認める場合には、随時客室清掃を実施できるものとします。

3 前項の客室清掃について、お客様のご都合を拒否できないものとします。

(コンピューター通信)

第18条 当ホテル内からコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。コンピューター通信利用中のシステム障害その他その理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。

2 コンピューター通信の利用に際し当ホテルの不審と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が見込まれる場合または突如発生した場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

(駐車場の責任)

第19条 お客様が当ホテルの管理する駐車場(以下「ホテル駐車場」という。)をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

2 お客様が当ホテルより案内する駐車場をご利用になる場合であっても、当ホテルは、駐車場の事故・盗難等の駐車場は一切責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第20条 お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(支配する言語)

第21条 本約款は日本語以外の言語でも作成されますが、約款と翻訳文の間に不一致または相違があるときは、日本語がその点について支配するものとします。

(準拠法)

第22条 当ホテルとお客様の宿泊契約に関しては日本法を準拠法とし、当ホテルの所在する地を管轄する地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

(宿泊約款の変更)

第23条 当ホテルは以下の場合において、当ホテルの裁量により、宿泊約款を変更することができます。

(1) 宿泊約款の変更がお客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 宿泊約款の変更が、宿泊契約をした目的に反せずかつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当ホテルは前項による宿泊約款の変更にあつて、あらかじめ改訂版を延滞なく当社ウェブサイト上公開し、また最終改訂日を示します。

3 変更後の宿泊約款の効力発生日以降にお客様が宿泊契約の申し込みを行ったときは、お客様は、宿泊約款の変更に同意したものとみなします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	基本宿泊料金(室料(または室料+朝食料))	
	追加料金	消費税、または追加飲食(朝食以外の飲食料)およびその他の利用料金
1名	税別	税別
2名	税別	税別

備考 1. 上記の宿泊税、入湯税および消費税は、税法ならびに条例が改正された場合には、その改正された規程によるものとする。2. 宿泊税および入湯税については、各都道府県宿泊税条例および市町村入湯税条例に基づき課税されます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

一般	団体	14名まで	15～99名まで	101名以上	不泊	当日	前日	9日前	20日前
					100%	80%	20%	20%	10%
1	1	1	1	1	100% <td>80%<td>20%<td>20%<td>10%</td></td></td></td>	80% <td>20%<td>20%<td>10%</td></td></td>	20% <td>20%<td>10%</td></td>	20% <td>10%</td>	10%
2	2	2	2	2	100% <td>100%<td>80%<td>20%<td>10%</td></td></td></td>	100% <td>80%<td>20%<td>10%</td></td></td>	80% <td>20%<td>10%</td></td>	20% <td>10%</td>	10%

注意 1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から記録します。2. %は基本宿泊料金に対する違約金です。3. 契約日数を超過した場合は、その超過日数に関わりなく、1日(初日)の違約金を取ります。4. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より遅く申し込みを引き受けした場合には、その引き受けの日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げる)にあたる人数については、違約金はいたしません。

※上記取消料は基本取消料となり、別途宿泊契約および特定ウェブサイトなどの取消料規定が優先される場合があります。